
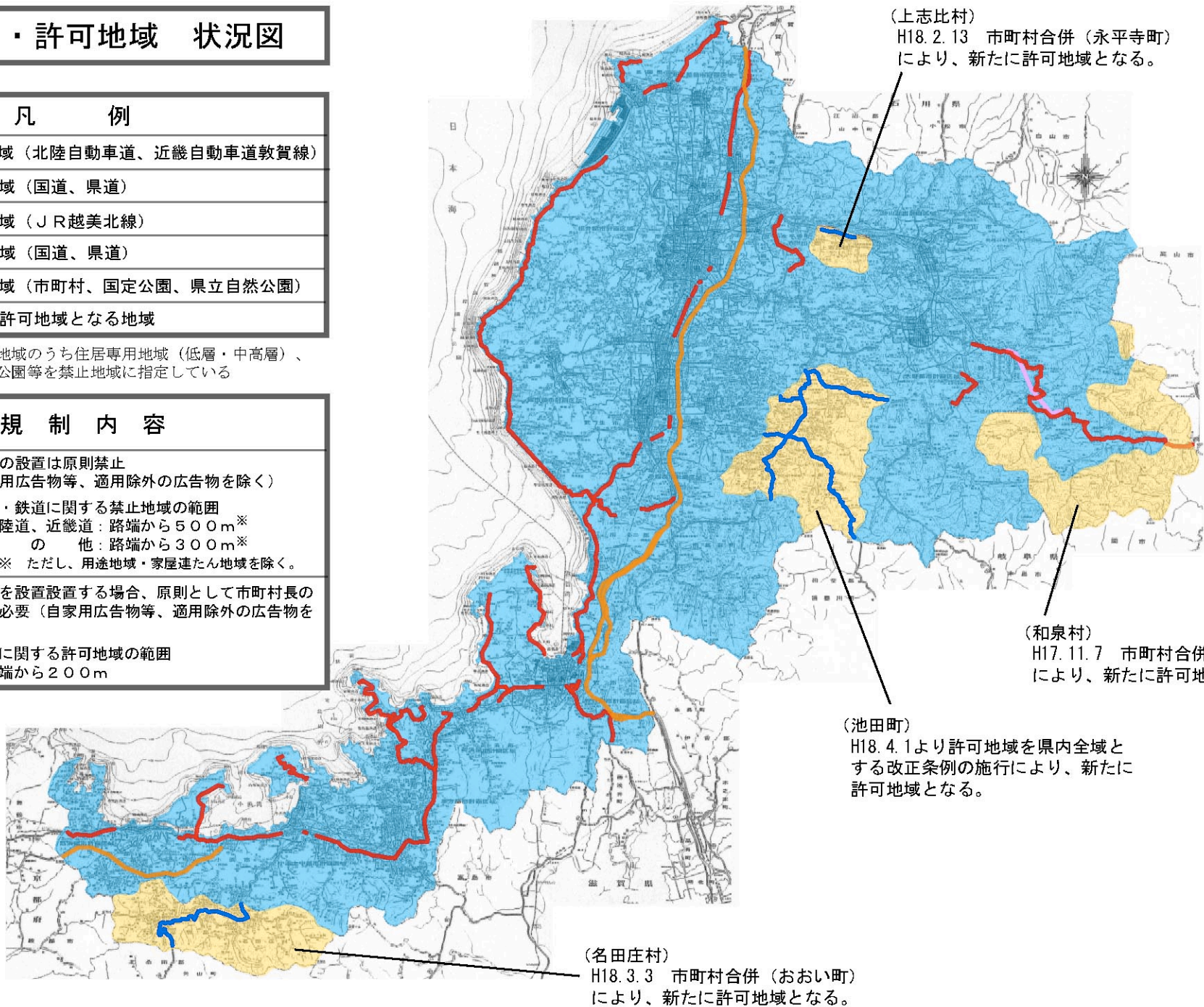


禁止地域・許可地域 状況図

凡 例	
	禁止地域（北陸自動車道、近畿自動車道敦賀線）
	禁止地域（国道、県道）
	禁止地域（JR越美北線）
	許可地域（国道、県道）
	許可地域（市町村、国定公園、県立自然公園）
	新たに許可地域となる地域

※ 上記の他、用途地域のうち住居専用地域（低層・中高層）、風致地区、都市公園等を禁止地域に指定している

規 制 内 容	
禁止地域	広告物の設置は原則禁止 （自家用広告物等、適用除外の広告物を除く） ・道路・鉄道に関する禁止地域の範囲 北陸道、近畿道：路端から500m※ そ の 他：路端から300m※ ※ ただし、用途地域・家屋連たん地域を除く。
許可地域	広告物を設置設置する場合、原則として市町村長の許可が必要（自家用広告物等、適用除外の広告物を除く） ・道路に関する許可地域の範囲 路端から200m



(上志比村)
H18. 2. 13 市町村合併（永平寺町）
により、新たに許可地域となる。

(和泉村)
H17. 11. 7 市町村合併（大野市）
により、新たに許可地域となる。

(池田町)
H18. 4. 1より許可地域を県内全域と
する改正条例の施行により、新たに
許可地域となる。

(名田庄村)
H18. 3. 3 市町村合併（おい町）
により、新たに許可地域となる。